

## 被災者生活再建支援金の支給体制の強化について

平成23年6月3日  
(財)都道府県会館

○ 被災者生活再建支援制度は、相互扶助の観点から制度化されたものであるが、今回の東日本大震災の被害は、制度が想定した範囲を超えるものであり、政府に対しては、制度の抜本的な見直しを引き続き強く求めるものである。

- ・平成10年法律制定時には、同法の施行経費として年平均約10億円を想定。
- ・平成16年3月、当時の防災大臣から「この制度で神戸・淡路の大震災のような災害に対応するのは難しい。この制度で対応できないことについては、その時点で別途どうするか検討すべき」との国会答弁。
- ・平成19年11月の衆・参の災害対策特別委員会では「支援金の申請及び支給状況等を勘案し、本法施行後4年を目途として、対象及び負担のあり方を含め、制度の見直しなどの総合的な検討を加える」旨の附帯決議。

○ しかしその一方で、被災者の方々の生活再建にとって、一日も早い支援金の支給は不可欠であり、去る5月31日の全国知事会議においては、都道府県として総力を挙げて支給事務の迅速化に取り組むこととしたところである。

- ・全国知事会議では、「支給事務で滞留が生じているが、各県から人員を集めるなどにより迅速に処理しよう」との発言が出席知事からあったほか、片山総務大臣からも、支給事務体制について「支給事務経験のある県職員の応援などにより体制の強化を」との支援要請があったところ。

○ そこで、別紙のとおり、各都道府県の協力の下、支給業務の体制強化を図り、6月には1件当たりの処理日数を概ね半減させ、7月にはさらに半減し、7月中には申請後10日を超えての未処理案件を解消させるなど、支援金支給の大幅な迅速化を期するものとする。

(別 紙)

## 支給業務の体制強化の概要

### 1 6月からの対応

- ・6月1日より入力端末の増、入力業務従事者増の対策を実施。
- ・さらに、超過勤務・交代勤務対応による入力作業時間の延長等を実施するとともに、6月3日より、各都道府県からの職員の応援等により業務体制を強化し（全体で約50名体制）、処理件数の大幅増を図る。
- ・6月6日より、都道府県からさらなる応援を仰ぐ予定。

### 2 7月からの対応

- ・OSのバージョンアップをはじめとした支援金支給システムの改修完了に伴い、入力端末の大幅増設（6台→15台）を実施。これにより更なる処理速度の向上、処理件数の増大を見込む。

#### [体制強化と業務の迅速化（5月→6月→7月）]

・ 人員体制                   12名 →（6月～）約50名

・ 端末台数                   5台 →（6月）6台  
  →（7月）15台

・ 処理速度   最大約300件/日 →（6月）最大約1500件/日  
  →（7月）最大約3000件/日

・ 1件当たり処理日数   最大約1ヶ月 →（6月）約20日  
  →（7月）約10日

※ 申請件数   平均約670件/日（5月は平均約1300件/日）